

岐阜県警察教養規程を次のように定める。

平成 19 年 2 月 27 日

岐阜県警察本部長 大園 猛志

岐阜県警察教養規程

岐阜県警察教養規程（平成 7 年岐阜県警察訓令第 9 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）
- 第 2 章 学校教養（第 8 条 - 第 14 条）
- 第 3 章 職場教養（第 15 条 - 第 17 条）
- 第 4 章 補則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、岐阜県警察職員の教養に関する規則（平成 19 年岐阜県公安委員会規則第 1 号）第 4 条の規定に基づき、同規則、警察教養規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 3 号）及び警察教養細則（平成 13 年警察庁訓令第 4 号。以下「教養細則」という。）に定めるもののほか、岐阜県警察職員（以下「職員」という。）に対する警察教養の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（警察教養の実施）

第 2 条 警察教養は、岐阜県警察学校（以下「警察学校」という。）、管区警察学校、警察大学校（以下「警察学校等」という。）及び警察学校等以外の教育訓練施設における警察教養（以下「学校教養」という。）並びに職場における警察教養（以下「職場教養」という。）のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、全体として計画的に実施するものとする。

（所属長の教養責任）

第 3 条 所属長は、所属職員に対するその職務に必要な警察教養の実施に関し、その責に任ずるものとする。

2 警察本部（以下「本部」という。）の所属長は、その所管する業務について、適切かつ効果的な警察教養の実施に努めるものとする。

（教養担当者）

第 4 条 各所属に教養担当者を置く。

2 教養担当者には、本部にあっては次席、副隊長又は副所長、警察学校にあっては副校長、警察署にあっては副署長又は次長をもって充てるものとする。

3 教養担当者は、所属長の命を受け、当該所属における警察教養の実施全般を統括するものとする。

（幹部の責務）

第 5 条 幹部（巡査部長以上の階級にある警察官及び巡査部長以上の階級に相当する職にある一般職員をいう。）は、部下職員の指導育成が重要な責務であることを十分認識し、

常に自らの能力及び人格を高めるよう努めなければならない。

( 連携の保持 )

第 6 条 本部の所属長は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）に対し、警察教養を実施する上で必要な各種の教材及び資料を提供し、又は意見を述べるなど、積極的に協力するものとする。

2 教養課長は、警察教養を総合的かつ効果的に推進するため、必要な調整を図るものとする。

( 職員の心構え )

第 7 条 職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

## 第 2 章 学校教養

( 学校教養の課程 )

第 8 条 警察学校においては、次に掲げる課程を行うものとする。

- (1) 初任科 新たに巡査として採用された警察官に、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させ、並びに体力及び気力の錬成を図るための課程
- (2) 初任補修科 職場実習を修了した巡査に、初任科及び職場実習において修得した知識及び技能を深め、並びに体力及び気力の一層の充実を図るための課程
- (3) 一般職員初任科 新たに採用された一般職員（巡査に相当する職にある者に限る。）に、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (4) 部門別任用科 生活安全、刑事、交通又は警備警察の各部門に任用し、又は任用が予定されている巡査部長又は巡査に、当該部門の係員として必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程
- (5) 専科 警部補以下の階級にある警察官及び警部補以下の階級に相当する職にある一般職員に、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるための課程

( 特別の課程 )

第 9 条 警察学校においては、前条に規定する課程のほか、次に掲げる特別の課程を行うものとする。

- (1) 巡査部長任用科 巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校の巡査部長任用科の課程を履修する者を除く。）に、巡査部長として必要な知識及び技能を修得させるための課程
- (2) 警部補任用科 警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区警察学校の警部補任用科の課程を履修する者を除く。）に、警部補として必要な知識及び技能を修得させるための課程
- (3) 主任任用科 主任その他の巡査部長の階級に相当する職に昇任し、又は昇任が予定されている一般職員（管区警察学校の主任任用科の課程を履修する者を除く。）に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程
- (4) 係長任用科 係長その他の警部補の階級に相当する職に昇任し、又は昇任が予定されている一般職員（管区警察学校の係長任用科の課程を履修する者を除く。）に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、特定の分野に関する専門的な知識及び技

能を修得させる必要があるときは、職員に警察学校等以外の教育訓練施設において行われる教育訓練で適当と認められるものを受けさせることができる。

(教授科目及び期間)

第10条 前2条に規定する課程の教授科目及び期間は、教養細則第15条の規定に基づき警察庁長官(以下「長官」という。)が別に定めるものを基準とする。

(教養実施計画)

第11条 教養課長は、毎年度、長官が策定する教養実施に関する指針に基づき、警察学校において行う課程について、本部の所属長及び警察学校長(以下「学校長」という。)と協議の上、教養実施計画を策定し、本部長に報告しなければならない。

2 教養実施計画においては、各課程について、実施時期、教養人員その他教養の実施に必要な事項を定めるものとする。

(教授内容の策定)

第12条 本部の所属長及び学校長は、教養実施計画に基づき、次に掲げる事項に配慮して、教授内容を策定しなければならない。

(1) 入校する学生の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要な実践的な事項を教授内容とすること。

(2) 試験その他の方法により、それぞれの課程における教養の効果を測定し、その結果を教授内容に反映させること。

(学校教養実施上の留意事項)

第13条 学校教養の実施に当たり、関係する所属長は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 教養対象者の選定については、各課程の教授内容に応じ、実務経験、適性、教養履歴等を踏まえて適正に行うこと。

(2) 資質及び能力に優れた者を教官に任用し、効果的かつ能率的な教育訓練を行わせること。

(3) 各課程の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他部外の有識者を講師として招へいすること。

(4) 視聴覚教材等を活用した実際の事例又は想定事例に関する演習、ロールプレイング方式による実践的な訓練など、効果的かつ効率的な方法により教育訓練を行うこと。

(調査及び研究)

第14条 学校長は、効果的かつ効率的な学校教養の実施に資するため、警察学校で行う課程の教授内容に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

### 第3章 職場教養

(職場教養の実施)

第15条 所属長は、所属職員の職務を適正に遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、次に掲げるもののほか、適切な方法により職場教養を実施するものとする。

(1) 個人指導

ア 所属長は、職場において、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は所属職員のうち上位の階級にある者にこれを行わせるよう努めるものとする。

イ 個人指導においては、所属職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配意して、仕事を割り当て、及び目標を設定し、並びに当該職員の職務遂行の状況に応じて具体的な指導を行うよう努めるものとする。

(2) 資料配布

所属長は、必要に応じて、職場教養の効果を有するマニュアルその他の資料を作成し、所属職員に配布するものとする。

(3) 小集団活動

所属長は、小人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めるものとする。

(4) 実務研修

所属長は、必要に応じ、所属職員を他の所属に派遣し、派遣先の所属における職務遂行を通じて、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力を向上させるよう努めるものとする。

(5) 術科訓練

所属長は、所属職員の気力及び体力の錬成並びに現場執行力の強化を図るため、体育の振興及び実戦的な術科訓練の推進に努めるものとする。

( 職場教養実施計画の策定 )

第16条 教養課長は、毎年度、本部の所属長と調整の上、職場教養実施計画を策定し、本部長に報告しなければならない。

( 報告 )

第17条 所属長は、実施した職場教養に係る施策のうち、効果的で他の所属の参考になると認められるものについては、速やかに本部長に報告するものとする。

第 4 章 補則

( 実施細目 )

第18条 この訓令に定めるもののほか、警察教養の実施に関し必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成19年2月27日から施行する。

( 岐阜県警察学校規程の一部改正 )

2 岐阜県警察学校規程の一部を次のように改正する。

第1条中「岐阜県警察教養規程(平成7年岐阜県警察訓令第9号)」を「岐阜県警察教養規程(平成19年岐阜県警察訓令第8号)」に改める。